(様式第２－３号) 　 **専任特例２号の監理技術者配置予定届出書**

入札参加申請対象工事名：

商号又は名称及び代表者氏名：

※以下は、(様式第２－１号) 　企業要件（施工実績）及び配置予定技術者（資格及び施工実績）届出書において、配置予定技術者を専任特例２号の監理技術者としている場合に記載してください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| **１．配置予定技術者（監理技術者および監理技術者補佐）** | | | | |
| 氏名・資格等 |  | | 配置予定技術者①  **監理技術者** | 配置予定技術者②  **監理技術者補佐** |
| 氏名 | |  |  |
| 国家資格等 | 資格名称 |  |  |
| 取得年月日 |  |  |
| 監理技術者 | 資格者証交付年月日 |  |  |
| 講習終了年月日 |  |  |

|  |
| --- |
| **２．兼務する工事概要等** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 兼務する工事 | 工事名 |  |
| 発注機関名 |  |
| 発注業種 |  |
| 工事場所 |  |
| 請負金額 |  |
| 契約工期 | 年　月　日　　～　　　年　月　日 |
| 工事概要 |  |
| 低入札対象工事の有無 | 有　・　無 |
| 緊急性のある工事の有無 | 有　・　無 |

|  |
| --- |
| **３．業務分担、連絡体制等（別紙可）** |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 業務分担・連絡体制 | 監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること。 | ※監理技術者が担う業務分担等を記載すること |
| 監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること | ※連絡体制を記載すること |
| 監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること | ※監理技術者補佐が担う業務分担等を記載すること |

(様式第２－３号裏面)

１　配置予定技術者（監理技術者および監理技術者補佐）

（１）公告において配置予定技術者の届出を求めているにもかかわらず氏名の記載がない場合は、配置予定技術者の届出がなかったものとみなします。

　　　なお、この場合は、公告６（４）ア（ア）に該当するため、当該入札は無効とします。

（２）本工事が総合評価方式の場合、技術資料において届け出た配置予定技術者以外の者を届け出たときは、公告６（４）ア（ク）に該当するため、当該入札は無効とします。

（３）配置予定技術者の追加又は差し替えは認めません。

（４）監理技術者は、現場代理人（兼務する工事も含む）、建設業法上の営業所技術者若しくは特定営業所技術者、建設業法上の経営業務の管理責任者又は建設業法施行令第３条に規定する使用人とは兼務できません。

（５）監理技術者補佐は、本工事に専任で配置すること。他工事の現場代理人・主任技術者等、建設業法上の営業所技術者等又は建設業法上の経営業務の管理責任者とは兼務できません。

（６）公告において明示した資格について、的確に判断できるよう具体的に記入してください。

（７）資格を確認できる資料を添付してください（資格者証の写し等）。

監理技術者補佐は、主任技術者の資格を有する者のうち、一級施工管理技士補又は一級施工管理技士等の国家資格者、学歴や実務経験により監理技術者の資格を有するものであること。なお、監理技術者補佐の建設業法第２７条の規定に基づく技術検定種目は、監理技術者に求める技術検定種目と同じであること。

２．兼務する工事概要等

（１）同一の監理技術者を配置できる工事の数は、本工事を含め同時に２件までとします。

（２）兼務する工事が確認できる資料を添付してください（コリンズの登録内容確認書（最新登録されたもの）の写し等）。

（３）兼務する工事は、同一建設事務所管内の工事でない場合は兼務を認めません。

（４）兼務する工事が低入札対象工事の場合は兼務を認めません。

（５）兼務する工事が24時間体制での応急処理工事や緊急巡回等が必要な場合は兼務を認めません。

（６）兼務する工事は公共工事とします。県発注工事に限らず、国・市町など公共機関等の発注工事も対象とします。

３．業務分担、連絡体制

下記（１）～（３）の業務分担、連絡体制等を記載してください。（別紙可）

（１）監理技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回及び主要な工程の立会等の職務を適正に遂行すること

（２）監理技術者と監理技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること

（３）監理技術者補佐が担う業務等について、明らかにすること

４　その他

（１）上記の他、公告・入札説明書等により指定された資料がある場合は必ず添付してください。

（２）電子入札システムによる入札の場合で、電子ファイルによる添付が出来ない場合は、「紙等資料提出通知書」を電子ファイルで入札書に添付して提出し、別途、資料を「工事番号・工事名」「公告日」「会社名」を明記した封筒に厳封し、公告文中で指定する日時又は別表中の入札書受付期間中に発注機関に提出してください。

なお、この場合受付において開封・審査は行いません。

（３）電子入札システムにより提出する場合は、入札参加申請対象工事名及び商号又は名称及び代表者氏名の記入を要しません。

（４）兼務にあたっては、三重県公共工事共通仕様書に記載の要件を全て満たしてください。